○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十二号　美馬市穴吹町三島字三谷三三三番五から同市穴吹町三島字三谷三三〇番一まで　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十五日

○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十六号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊予市下吾川字池田八〇〇番一から同市下吾川字池田九二五番一まで	前	三〇・八〇～五一・五三メートル	四キロメートル
	後	二八・七〇～三二・六〇メートル	四キロメートル

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十六号

三　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号　伊予市下吾川字池田八二七番一地先から同市下吾川字池田九二五番一地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月十五日

○九州地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年九州地方整備局告示第百一号大分都市計画道路事業

三・四・二十八号庄の原佐野線

三　事業施行期間　自平成二十二年九州地方整備局告示第百一号大分都市計画道路事業

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２号

北海道小樽市天神１丁目24番９号、前住所北海道小樽市天神１丁目24番３号

債務者　井波佐智子

1　決定年月日時　平成28年３月２日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで

札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第５号

宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81番地の１浦宿万石浦住宅９号、居所新潟県柏崎市剣字下境井938　東芝プラントシステム株式会社剣寮551号室

債務者　松川　司

1　決定年月日時　平成28年３月１日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１７号

秋田市大住２丁目20番17号　県営大野住宅17－303号

債務者　平川　慎

1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３号

秋田県潟上市天王字上北野97番地９、前住所秋田県潟上市天王字追分西98番地13

債務者　シリウス系なりでつ食堂ことＰＩＧＲＥＣＯこと　成田　徹朗

1　決定年月日時　平成28年３月２日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで

秋田地方裁判所民事第１部

平成２７年（フ）第１１６１号

千葉県船橋市新高根６丁目43番13号　メゾン錦102号

債務者　荒張　信也

1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０９号

千葉県船橋市二和東５丁目32番10号

債務者　後藤　雅裕

1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２２号

千葉県市川市北方２丁目９番12号（コーポいづみ103号）

債務者　永井いみ子

1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係